

ねんきんチェック簡単マニュアル

「年金お助け BOOK2007 – 2008 年版」 追補

『期間が足りない!』『平均給与が違う!』『生年月日が間違っている!』『勤務先の会社が違う!』

これはすべての年金加入者にありえる不明年金の現実です。

- ◎「年金手帳」「年金証書」と「印鑑」を持って社会保険事務所に相談に行きましょう!
- ◎社会保険事務所は今のところ、日本一親切な役所です!
- ◎わからないことは、なんでも社会保険事務所で聞きましょう!

不明年金記録のお問い合わせ先

- ・全国どこでも最寄の社会保険事務所の専用窓口に行き相談する。
- ・電話での相談は「ねんきんあんしんダイヤル」
フリーダイヤル 0120 - 657830
- ・インターネットの ID・パスワードを取得して年金加入履歴を確認
URL: <http://www.sia.go.jp>

あなたと家族の年金記録、どこをどうチェックすればいいのか？

(1) 年金記録をチェックしないとこんな不利益がおこります。

『年金お助けBOOK』
関連ページ

- 厚生年金・国民年金・共済年金は、それぞれ「通算」して生年月日別の「必要最少加入年数」以上ないと、それまで払っていた保険料は掛け捨てになってしまいます。 → P22
- 国民年金の加入期間が1年不明のままであると、受給額は年約2万円、20年間で約40万円の損になります。 → P34
- 厚生年金は1年の加入期間で、平均給与が1万円違うと受給額は年約2万6千円、20年間の合計で約52万円の損になります。 → P35

(2) あなたと家族の「年金チェック」シート

● 家族全員の年金チェック

1: 「忘れてしまった」「定かでないこと」は全て「不明」と記入して、社会保険事務所にもっていきましょう。

2: 職歴欄は、会社名がわからなくても、所在地を覚えていれば地名だけでも記入しましょう。

3: 次ページ表の記入例で赤字の項目が「不明部分」です。ここを社会保険事務所で探してもらいましょう。

● 社会保険事務所での相談は、原則本人ですが、委任状があれば代理でも相談できます。

● 家族の年金の「なにが不明か？」を確認しましょう。

● 「我が家の年金チェックシート」に記入して、まずは最寄りの社会保険事務所に相談しましょう。

次ページの「我が家の年金チェックシート」をご活用下さい。

チェック項目		続柄	(記入例)夫			
1	氏名(漢字)		山崎一郎			
2	ふりがな		やまさきかずお			
3	類似ふりがな 1		やまざきかずお			
	類似ふりがな 2		やまさきいちろう			
4	旧姓		高橋一郎			
5	生年月日		S22.6.25			
6	戸籍上の生年月日		同上			
7	年金手帳の有無		あり			
8	基礎年金番号		9999-121212			
9	基礎年金番号(年金手帳が2冊以上あれば)		あり			
10	厚生年金被保険者証		あり			
11	厚生年金基金加入期間(加入員証)		あり/期間不明			
12	共済組合員加入期間		数年間あり			
13	農林漁業・JT・JR・NTT勤務期間		なし			
14	年金証書 年金コード番号(年金受給の場合)					
15	最終学校卒業年		S48年			
16	職歴					
	会社・役所名		○□新聞配達			
	勤務期間(アルバイト期間含む)		S46.3~期間不明			
	会社・役所名・地名		○○高校教員			
	勤務期間		S48.4~期間不明			
	会社・役所名・地名		(有)○□△商事			
	勤務期間		入社不明~S60.8 大阪			
	会社・役所名・地名		(株)△○商会			
勤務期間		S60.10~現在				
17	第3号被保険者期間(被扶養配偶者期間)					
18	脱退手当金受給の記憶		なし			
19	国民年金任意加入期間		あり			
20	特例一括納付		なし			
21	学生時代の国民年金加入期間		任意加入S44~S48			
22	国民年金保険料申請免除期間		なし			
23	海外居住期間		なし			
24	身体に障害がある場合の初診日		なし			
25	旧陸海軍在籍・米軍基地勤務・船員・坑内員の期間		なし			
★	その他聞きたいこと					

(2) 「我が家の年金チェックシート」のポイント

- ◇ (1) 「氏名」漢字の氏名を略字で届けていませんか？もし、略字があればそれも書き添えましょう。
- ◇ (2) (3) 「ふりがな」「類似ふりがな」は重要です。社会保険庁では勝手に「ふりがな」をつけてコンピューター入力していますので、疑わしい「ふりがな名」をいくつか書き添えましょう。特に濁音がある人は注意が必要です。「山崎」→「やまざき」か「やまさき」か、両方で検索してもらいましょう。
- ◇ (4) 「結婚」や「養子縁組」によって「氏名」が変わっていれば、「旧姓」で探してもらいましょう。
- ◇ (5) (6) 実際に使っている「生年月日」と戸籍上の「生年月日」が違う場合は記入し、戸籍謄本を持参し年金記録を訂正してもらいましょう。
- ◇ (7) 「年金手帳」は必ず持参しましょう。ない場合は「年金手帳再交付申請書」を社会保険事務所に提出すれば再交付されます。また、「年金手帳」を2冊以上お持ちの方は、すべてを持参し一冊に「統合」してもらってください。

- ◇ (8) (9) 「基礎年金番号」は年金手帳に入力された番号です。「9999 - 121212」というように「4桁 - 6桁」の数字です。 → P104~105
- ◇ (10) 「厚生年金被保険者証」は、1955年(S30)年～1974年(S49)年)の間に会社勤務期間がある人に発行されています。もしあれば、持っていきましょう。
- ◇ (11) 「厚生年金基金加入期間」も社会保険事務所でわかります。どこの厚生年金基金に加入していたかを確認、加入員証があれば持っていきましょう。詳しくは加入していた厚生年金基金か企業年金連合会に聞きましょう。 → P104
- ◇ (12) 「共済組合員加入期間」は、勤めていた役所にどこの共済組合に加入していたかを確認し、その共済組合事務局で加入期間を確認しましょう。 → P74
- ◇ (13) 「農林漁業・JT・JR・NTT」での勤務期間も社会保険事務所でわかります。
- ◇ (14) 「年金証書 年金コード番号(年金受給の場合)」は、年金受給者の番号です。年金受給者が相談に行くときに必ず必要になります。
- ◇ (15) 「最終学校卒業年」は、最初に就職した年月日などを確認するために必要となります。

- ◇ (16) 「職歴」は、会社名、役所名、その所在地の市区町村名、勤務期間を記入。勤務期間など不明の場合、忘れてしまった場合は、「だいたいの年月日」を記入すれば、社会保険事務所で探してくれます。また、学生時代やその後もアルバイト期間があれば、それも記入しておきましょう。職歴照会は厚生年金の加入期間確認で一番重要なところ
→ P158~165
- ◇ (17) 「第3号被保険者期間（被扶養配偶者期間）」は「種別変更届」を出しているかどうかポイントになります。未届けの場合でもさかのぼって申請ができます。
→ P112~113
P122~123
- ◇ (18) 「脱退手当金受給」の記憶のある方もない方も、社会保険事務所で確認しましょう。
- ◇ (20) 「国民年金任意加入期間」は20歳から65歳までの間に任意加入して国民年金保険料を払っていた期間のことです。
→ P121、134、
141
- ◇ (21) 「特例一括納付」。過去に国民年金の未納分を一括して納付したことがある場合は、年月日と納付した市区町村も記入しておくといいでしょう。

- ◇ (22) 「学生時代の国民年金加入期間」。学生時代の国民年金加入期間はどのくらいあったか、また「学生の特例納付制度」を受けていた場合もその期間を記入しましょう。 → P126
- ◇ (23) 「国民年金保険料申請免除期間」。失業期間中など保険料申請免除期間を記入します。記録は各社会保険事務所で「特殊台帳」として保管されていますが、破棄されている場合もあり、5000万件の「不明年金記録」になっている可能性があります。 → P124～125
P128～131
- ◇ (24) 「海外居住期間」は「カラ期間」として認められ、国民年金の受給資格期間とみなしてくれます。ただし、年金額には反映されません。 → P134
- ◇ (25) 「身体に障害がある場合」は障害年金が受けられます。その場合、初診日が重要になります。 → P196～218
- ◇ (25) 「旧陸海軍在籍期間」「米軍基地勤務期間」「船員の期間」「坑内員の期間」これらの期間は、資格期間や支給開始年齢の短縮特例や、年金額の加算があることがあります。その期間の記憶があれば記入し、加入記録を調べてもらいましょう

(4) 自分の年金記録、自分で確認するために

- 自分と家族の加入記録の確認は、「厚生年金 被保険者加入期間照会申出書」「国民年金 保険料納付記録の照会申出書」を社会保険事務所へ提出します。
- 過去の平均標準報酬額は社会保険事務所で教えてくれます。
もし、データが自分の保管していた「給与明細書」や「源泉徴収票」等と違うようでしたら、会社か社会保険事務所に確認しましょう。(詳しい突合のしかたは『年金お助け Book』をご参照下さい。
- 未納・未加入期間の保険料を支払う場合は過去 2 年分はさかのぼって追納できます。

『年金お助け BOOK』
関連ページ

→ P106~107
P108~110
P116~117

→ P111

→ P114~115

(5) 年金記録の確認が必要な場合

- ・正社員ではない、契約社員、派遣社員、アルバイト、パートタイマーの場合
- ・海外勤務期間があるとき。
- ・休職・育児休業などの期間があるとき。
- ・日本に住んでいる外国人の場合。

→ P116

→ P162

→ P163

→ P140、298

時効特例法とは？

(1) 5年時効以前の期間の記録訂正がされた場合

現在の国民年金や厚生年金・厚生年金基金では、年金の支払い月（2月/4月/6月/8月/10月/12月の2月に一度）から5年経過すると、法律によって、その支払い月の前の分が順次、時効とされ、年金は消滅となっていました。

2007年6月30日、通常国会で「年金支給の時効に関する特別立法」が成立し、当初はあきらかではなかった年金記録が訂正された場合、その訂正記録にもとづいて時効となっていた年金が支払われます。

既に年金を受けている人、年金を受けられるはずだった人（未支給のまま死亡した場合など）についても、その方の記録は訂正され、年金増額の再計算がされます。その時点で5年の時効消滅していた分も支払われます。

年金時効の遡り、再計算後の年金のイメージ

60歳-受給権発生時			
記録訂正分	5年以上前の消滅した年金 特例措置によって支給	5年経過していない年金 さかのぼって支給	裁定変更後の 正しい年金額
	現在受けている年金		

(2) 「年金受給者」の「時効特例給付支払い手続用紙」の記載例（様式 601 号）

既に、年金を受給開始後に年金記録が訂正されている受給者の方には、必要な記載事項を印字した用紙が平成 19 年 9 月から順次発送されます。

自分で手続をすることもできます。その場合は、近くの社会保険事務所に、必要書類を提出（または郵送）してください。

郵送で手続をする際に必要な書類は、社会保険庁ホームページからプリントアウトできます（お近くの社会保険事務所などに連絡して、取り寄せることもできます）。書類の記入方法は、P12 の書式見本を参照してください。

● 社会保険事務所に提出する際に持参する書類

- ① 「時効特例給付支払い手続用紙」
- ② 「年金証書」、「振込通知書」など、基礎年金番号・年金コードが確認できるもの

国民年金 厚生年金保険 時効特例給付支払手続用紙

57

太枠内の事項について記入してください。(記入方法については、裏面をご覧ください。)

	基礎年金番号				年金コード					
① 基礎年金番号 及び年金コード	04110257681150									
② 生年月日	明治 1	大正 3	昭和 5	平成 7	09	年	06	月	13	日
③ 氏名	(フリガナ) ヨシ タカ				トオイル					
	(氏) 吉 永				(名) 通					
④ 住所の 郵便番号	1410022				⑤ 電話番号	03-34453800				
⑥ 住所	(フリガナ) トオイルシカワヒカシゴタツ				ヒカシゴタツエ-IAビル					
	東京都品川区東五反田2-3-3				東五反田AMビル					
⑦ 提出日	平成19年8月1日				備考					

事由	調整額										
	基礎 付加	+	-	+	-	+	-	+	-	+	-
57											

社会保険事務所
受付年月日

社会保険
業務センター
受付年月日

(3) 「未支給年金」を受けたことがあるご遺族が手続をされる場合（様式 602 号）

書類の記入方法は、P14 の書式見本を参照してください。

● 社会保険事務所に提出する際に持参する書類

- ① 「時効特例給付支払い手続用紙」
- ② 亡くなられた方が受けていた年金の「振込通知書」「未支給年金支給決定通知書」など、亡くなられた方の基礎年金番号・年金コードが確認できるもの
- ③ 手続をされる方のご本人確認ができる身分証明書（運転免許証等）
- ④ 振込を希望する金融機関の預金口座の通帳

(4) 「未支給年金」を受けたことがないご遺族が手続をされる場合

お近くの「社会保険事務所」または「ねんきんダイヤル」(0570 - 05 - 1165) に必要となる書類をお問い合わせください。

※未支給年金とは、年金を受けられる方が亡くなられた時に、まだその方へのお支払いが済んでいなかった年金のことです。

※本人以外の方が代理で手続をされる場合は、委任状と、委任状を受けた方の身分証明書（運転免許証等）も必要になります。

国民年金 時効特例給付支払手続用紙
厚生年金保険 (未支給年金用)

46 47

「本枠内の事項について記入してください。記入方法については、裏面をご覧ください。」

死亡された受給権者	① 基礎年金番号及び年金コード	基礎年金番号						年金コード	
	② 生年月日	明治	大正	昭和	平成	年	月	日	
	③ 氏名	(フリガナ) ねんきん			(英) タロウ				
	④ 死亡された年月日	明治	大正	昭和	平成	年	月	日	
支給を受けようとする方	⑤ 氏名	(フリガナ) ねんきん			(英) ハナ子				
	⑥ 続柄	妻		⑦住所の郵便番号		1688505			
	⑧ 住所	(フリガナ) トウキョウトシブキタクカイトウシ						(フリガナ) カイトウシ	
	⑨ 金融機関	000 豊高井戸		⑩ 預金通帳の記号番号		7654321			
郵便局	所在地	〒		〒		金融機関の証明			
	名称	〒		〒		000銀行支店			
	名称	〒		〒					
⑪ 受給権者の死亡当時、受給権者と生計を同じくしていた次のような人がいましたか。									
配偶者 子 父母 孫 祖父母 兄弟姉妹									
<input checked="" type="checkbox"/> いない <input checked="" type="checkbox"/> いる <input checked="" type="checkbox"/> いる <input checked="" type="checkbox"/> いる <input checked="" type="checkbox"/> いる <input checked="" type="checkbox"/> いる <input checked="" type="checkbox"/> いる									
⑫ 電話番号 03-3821-△△△△ ⑬ 提出日 平成19年9月1日									

⑭ 生計同一証明

上記の者は、受給権者の死亡当時、その者と生計を同じくしていたことを証明する。

平成19年8月20日

住所 東京都杉並区高井戸西3-5-24 高井戸105号

証明者 氏名(支給を受けようとする方の関係) 国民太郎 (民生委員) (印)

(5) 年金請求を忘れていた場合は？

年金裁定請求を忘れていて5年間、未請求、未支給の人の場合。

注意しておきたいことは、今回の法律改正で、5年の時効が撤廃されたわけではなく、原則は5年の時効で年金は消滅します。

今回救済されるのは、社会保険事務所に申し入れをし、記録が訂正された場合です。なにかの事情で年金裁定請求をすっかり忘れていて、5年の時効に引っかかってしまった場合、まずは社会保険事務所に行って相談をして下さい。

一家に一冊 年金お助け BOOK 2007-2008 年版 追補
2007 年 8 月 1 日発行

<発行> 株式会社 企業年金研究所
〒 141-0022 東京都品川区東五反田 2 丁目 3 番地 3 号
東五反田 AM ビル 8F
電話 03(3445)3800(代) Fax03(3445)3801
E メール :info@nenkin.co.jp

※本書の全部または一部の複写、複製、電子媒体への入力等を禁じます。これらの許諾は弊社まで御照会下さい。